

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

記入例(登録・譲渡)

富山県砺波市長 宛

つぎのとおり申告(報告)及び申請し

該当するものにチェック

申告の理由		種 別		標 識 番 号	砺波市
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
☒ 購入 ☐ 譲受け ☐ 転入 ☐ その他 ()	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 住所 ☐ 標識番号 ☐ その他 ()	☒ 第一種 一般原付 (0.05L又は0.6kW以下) ☐ 第一種 特定原付 (0.6kW以下) ☐ 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) ☐ 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) ☐ ミニカー	☐ 農耕作業用 ☐ その他 ()	旧 標 識 番 号	

該当するものにチェック

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 939-1398 砺波市 栄町7番3号		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	トナミ タロウ 砺波 太郎		
		生年月日	明・大・昭・平 令 5年 7月 1日	電話番号	〇〇-XXXX
	使 用 者	住 所 又は 所在地	〒 砺波市		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	使用者について記入(所有者と同じ場合は「同上」)		
		生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号	
	届 出 者	住 所 又は 所在地	届出者について記入(所有者・使用者と同じであれば「同上」)		
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称			
		電話番号			
	所有形態		1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. その他 ()		
主たる定置場 ※()内は旧主たる 定置場所所在の 市町村名を記入		1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ 2. 該当箇所を○で囲む			
車 名		型式及び年式		原動機の型式番号	
車 台		型		量又は定格出力 L kW	
長		最高速度		km/h	
販 売 証 明 書		上記 ☐ 原動機付自転車(特定原付を除く。)・ ☐ 特定原付・ ☐ 小型特殊自動車を 販売又は譲渡したことを証明します。 住所又は所在地 氏名又は名称 電 話 番 号 令和 年 月 日 ※販売の場合:販売店にて記入 (販売証明書があれば記入不要) ※譲渡の場合:前所有者が記入 (譲渡証明書があれば記入不要)			

※所有者と使用者が異なる場合に○で囲んでください。
納税義務者は{ 所有者 ・ 使用者 }である。

所有者と使用者が異なる場合は必ず選択してください

第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、都道府県、市町村名、番地まで記入すること。
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合には1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入すること。
- 9 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入し、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。

備考 申告者・報告者にあつては、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであつて、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しないものであることに留意すること。

- ・ 原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・ 長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・ 最高速度が20キロメートル毎時以下であること。